

## 企業庁 行政手続オンライン化推進方策【総括表】

### 1 実施計画（令和3年度～令和5年度）

(1) 年間 400 件以上の申請等がある手続（以下、主要手続）  
該当なし

(2) 総手続

令和4～5年度は、新たに **51** 手続（**39**→**90**）をオンライン化し、オンライン実施率 **+54.2%**（**41.5%**→**95.7%**）を目指す

オンライン化実績（R3）

区分	手続数	オンライン実施		
		R3初	R3末(ア)	差引
対象手続	45	20	20	+0
主要手続	0	0	0	+0
主要手続以外	45	20	20	+0
実績なし手続	54	20	20	+0
総計	99	40	40	+0

オンライン化実施計画（R4～R5）

区分	手続数 (A)	オンライン実施			上段：手続数(B) 下段：オンライン実施率		
		R4初(イ)	R4末	差引	R5末	差引	合計
対象手続	38	14 (36.8%)	27 (71.1%)	+13 (+34.3%)	36 (94.7%)	+9 (+23.6%)	+22 (+57.9%)
主要手続	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	+0 (+0.0%)	0 (0.0%)	+0 (+0.0%)	±0 (±0.0%)
主要手続以外	38	14 (36.8%)	27 (71.1%)	+13 (+34.3%)	36 (94.7%)	+9 (+23.6%)	+22 (+57.9%)
実績なし手続	56	25 (44.6%)	52 (92.9%)	+27 (+48.3%)	54 (96.4%)	+2 (+3.5%)	+29 (+51.8%)
総計	94	39 (41.5%)	79 (84.0%)	+40 (+42.5%)	90 (95.7%)	+11 (+11.7%)	+51 (+54.2%)

※(ア)と(イ)との数値の差は、手続の廃止・追加・移管や年間処理件数の増減等によるもの

### 2 推進体制

区分	職務	担当職
オンライン化推進責任者	本推進方策にかかる行政手続オンライン化の責任者	公営企業管理者

3 令和4年度～令和5年度でオンライン化に取り組む手続：別紙1のとおり

4 オンライン化に向けて継続的に検討が必要な手続（主要手続のうち「3」以外）：該当なし